

成田市認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、認可外保育施設の設置者に対し、予算の範囲内において認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、認可外保育施設における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の感染の防止についての取組を支援し、もって保育の安定した提供に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、「認可外保育施設」とは、本市に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により届出の義務が課せられている施設をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業及び経費は、別表に定めるとおりとし、補助金の額は、認可外保育施設1施設ごとに同表の補助対象事業の欄に掲げる区分に応じ、同表の補助対象経費の欄に定める経費について、同表の算定基準の欄に定める方法により算定した額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請額算定内訳書
- (2) 補助対象経費明細書
- (3) 収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付決定・却下通知書（別記第2号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」

という。)は、当該補助金に係る事業の内容を変更しようとするときは、速やかに認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金変更申請書(別記第3号様式)に第4条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金変更決定・却下通知書(別記第4号様式)により当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 交付決定者は、補助金に係る事業が完了したときは、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金確定通知書(別記第6号様式)により当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付請求書(別記第7号様式)により市長に請求しなければならない。

(概算払)

第11条 交付決定者は、補助金の概算払を受けようとするときは、認可外保育施設新型コロナウイルス感染症対策費補助金概算払請求書(別記第8号様式)により市長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、第9条の規定により交付すべき額を確定した後においても適用する。

(返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(確認等)

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	算定基準
保育環境改善等事業	「認可保育所等設置支援事業の実施について（平成29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」別添5「保育環境改善等事業実施要綱」3（2）⑧に定める事業に要する経費	「令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業，保育環境改善等事業，保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）の国庫補助について（令和3年7月7日厚生労働省発子0707第1号厚生労働事務次官通知）」別紙「令和3年度（令和2年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業，保育環境改善等事業，保育所等業務効率化推進事業（保育所等におけるICT化推進等事業）及び保育士修学資金貸付等事業及び保育士修学資金貸付等事業（令和2年度第3次補正予算分）分）交付要綱」4（2）②アの規定により選定した額

[別記様式 略]